

学校施設開放事業における
新型コロナウイルス感染症
対策マニュアル



中間市教育委員会生涯学習課

(令和2年6月25日 Ver.1)

はじめに

学校施設は、本来、学校教育活動のために設置されたものですが、学校教育法、スポーツ基本法等により、学校教育活動に支障のない限り、社会教育やスポーツのための利用に供することとなっており、この枠組みの中で地域の皆様に開放しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、現在、学校が消毒等の感染防止対策に最新の注意を払いつつ、段階的に学校教育活動を再開している中で、学校施設の一般利用者に感染者が発生した場合、施設消毒による学校施設の閉鎖など、本来の学校教育活動に大きな支障が生じることが予想されます。

このことから、今後の施設利用に当たっては、利用団体の皆様に施設消毒など、現在、学校で行っている感染対策に準じた対応が求められますので、具体的な事項について、文部科学省やスポーツ庁などが作成した感染対策のガイドライン等の考え方にに基づき本マニュアルを作成したものです。

利用団体の指導者、代表者及び利用者の皆様におかれましては、本マニュアルを遵守し、責任を持って施設の消毒作業や事前検温などの感染対策を徹底していただくとともに、学校や競技団体、その他関係団体が個別にマニュアル等を作成している場合は、それに基づいた活動を行っていただきますようお願いいたします。

最後に、本マニュアルは、令和2年6月25日現在の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合は、随時内容の見直しを行うものであることを申し添えます。

目次

§ 1	感染予防のための基本的な対応について	・・・	1
§ 2	学校施設の利用前のルールについて	・・・	2
§ 3	活動中のルールについて	・・・	3
§ 4	競技ごとの感染症対策について	・・・	4
§ 5	学校施設の利用後のルールについて	・・・	5
§ 6	消毒及び手洗いの方法について	・・・	6
§ 7	その他	・・・	11
添付資料			
	中間市立学校施設利用者名簿チェックリスト	・・・	12

参考資料等

- 資料1：【文部科学省】学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16 ver.2）」
- 資料2：【スポーツ庁】社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5年25日改訂）
- 資料3：【スポーツ庁】安全に運動・スポーツをするポイントは？（令和2年5月22日改正）

§1 感染予防のための基本的な対応について

新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例があります。コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠です。

少しでも体調に異変を感じる場合は、その日の活動への参加を見合わせていただくなど、慎重な対応をお願いします。



§2 学校施設の利用前のルールについて

学校施設を利用する日に利用団体の指導者（代表者を含む。以下同じ）は、次の項目を確認してください。

- (1) 利用者は、当日利用前に必ず検温を行ってください。
- (2) スポーツ少年団など、児童生徒等で構成される団体は、指導者が自ら児童生徒等の検温を行うなど、児童生徒等の体調を確実に把握してください。
- (3) 保護者等の見学者も事前検温を徹底してください。
- (4) 利用団体の指導者は、当日の利用者全員（見学者も含む。以下同じ）の体調を確認し、全員の連絡先を把握してください。
- (5) 利用団体の指導者は、利用者全員の体調確認のため、「学校施設利用者名簿（P12参照）」を活用してください。
- (6) 「学校施設利用者名簿」は、利用日から1ヶ月間各団体で保管してください。また、感染者が発生した場合、濃厚接触者の調査等のために保健所等の関係機関から名簿の提出を求められる場合がありますので、必ず調査等にご協力ください。なお、学校施設を利用した時点で当該調査等のために必要な個人情報を関係機関に提供する同意を得たものとして取り扱いさせていただきます。
- (7) 利用団体が使用する手洗い、消毒に必要な石鹸、消毒液、拭き取り用具等の物品がそろっているか確認してください。

利用前のチェックポイント

【体調等確認項目】

- 平熱を超える発熱がない（37度以上は活動しない）
- 嗅覚や味覚に異常がない
- 咳や咽頭炎（喉の痛み）、息苦しさやだるさなどの症状はない
- 新型コロナウイルス陽性者とされた者（疑いも含む。）との濃厚接触がない
- 過去2週間以内に感染拡大をしている国や地域への渡航歴はない

【物品等確認項目】

- 各自が使うもの（マスク、タオル、飲み物等）
- 手指消毒に必要なもの（石鹸、アルコール消毒液等）
- 施設の備品消毒に必要なもの（消毒液、拭き取り用具、手袋等）

§3 活動中のルールについて

利用者が活動中に守るべきルールには下記のものがあります。

- (1) 活動の前後及び活動中は、こまめに手洗いやアルコール消毒等で手指を消毒してください。また、武道競技など、必要に応じて足裏も消毒してください。
- (2) 備品は、原則利用者の持ち込みによるものとし、学校に許可を受けていない備品・設備等には触れないでください。
- (3) 身体接触を極力避けるように活動内容を工夫してください。(少なくとも2m空ける)
- (4) 飛沫感染防止のため、大きな声での会話や応援は控えてください。
- (5) マスクは、運動時以外は着用してください。
- (6) ミーティングを行う際は、マスクを着用し、三つの密(密閉、密集、密接)を避けるなど、感染対策に十分に配慮してください。
- (7) 飲み物やタオル等は、共有しないでください。
- (8) 見学者など、運動をされる方以外の参加は最小限にするなど、利用人数に配慮、工夫をしてください。
- (9) 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないでください。
- (10) 屋内運動場(体育館・武道場)を利用する場合は、競技上又は気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて換気を行ってください。

運動・スポーツ中のマスクについて

スポーツ庁のガイドラインでは、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとされています。ただし、熱中症の恐れがある場合や息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すなど、無理をしないでください。

【関係文書抜粋】

○資料2：社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(5/25改訂)

2) マスク等の準備

(略)

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるもの(※)とするものの、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

(※) マスク(特に外気を取り込みにくいN95などのマスク)を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知することに配慮すること。

§4 競技ごとの感染症対策について

様々な競技の中央競技団体から、感染症対策を実施した上での練習方法など、競技に対応した感染症対策のガイドラインやマニュアルが公表されています。

利用団体は、各競技団体のホームページをご確認いただき、ガイドライン等を熟読の上で活動してください。

また、下記以外にも県単位の競技団体等が独自でガイドライン等を作成している場合がありますので、各利用団体は、適宜、加盟する組織・団体等の上部組織にご確認ください。

団体名	ガイドライン等のリンク先
(公財) 日本サッカー協会	https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.html
(公財) 日本バスケットボール協会	http://www.japanbasketball.jp/news/55909
(公財) 全日本軟式野球連盟	http://jsbb.or.jp/rules/rule
(公財) 全日本柔道連盟	https://www.judo.or.jp/p/52183
(公財) 日本ソフトボール協会	http://www.softball.or.jp/news/other-2020/report/0618.html
(公財) 日本バドミントン協会	https://www.badminton.or.jp/covid-19_1/index.html
(公財) 日本ラグビーフットボール協会	https://www.rugby-japan.jp/news/50495
(一財) 全日本剣道連盟 ガイドライン(1)	https://www.kendo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/guidelines_for_prevention_of_expanded_infection.pdf
(一財) 全日本剣道連盟 ガイドライン(2)	https://www.kendo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/lifting_of_the_request_for_self-restraint_of_interpersonal_keiko.pdf
(一社) 日本拳法競技連盟	https://www.kempo.or.jp/download/20200528resumepractice.pdf
(公財) 日本卓球協会	http://www.jtta.or.jp/Portals/0/images/association/guidelines/20200530_NTCguideline.pdf.pdf
(一社) 日本バトン協会	http://img.p-kit.com/jbta/5/1592549537070953800.pdf
(公財) 全日本空手道連盟	https://www.jkf.ne.jp/imp-notices/20200622/16570
(公財) 日本バレーボール協会	https://www.jva.or.jp/index.php/topics/20200529-2
日本小学生バレーボール連盟	http://jeva-web.com/news/news200527
(一財) 少林寺拳法連盟	https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/wp-content/uploads/2020/06/0104543bba1dd51eb77d349df0c1c73d.pdf

注) 上記は、令和2年6月25日時点でのリンク先です。今後、ガイドライン等の内容やリンク先が更新される可能性もありますので、各自での確認をお願いします。

§5 学校施設の利用後のルールについて

利用者が学校施設の利用後に守るべきルールには下記のものがあります。

- (1) ごみはすべて持ち帰ってください。
- (2) 活動時間内に学校施設、トイレ、備品等の清掃・消毒等を行ってください。
- (3) 施設と備品等の消毒について、スポーツ少年団等の児童生徒で構成される団体は、指導者又は保護者で消毒を行い、児童生徒には消毒液を扱わせないようにしてください。
- (4) 施設利用後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、学校及び中間市教育委員会生涯学習課（TEL093-246-6224）へ連絡してください。

施設の消毒箇所について

利用施設	消毒箇所
体育館、武道場	<ul style="list-style-type: none">・ 出入り口及び室内ドアの取っ手（ドアノブ）・ 学校備品（バレー、バドミントン等の支柱及びクランクなど）・ 窓及び窓の鍵・ 照明のスイッチ・ 機械警備の接触部分
グラウンド	<ul style="list-style-type: none">・ 学校備品（サッカーゴールなど）・ グラウンド内に倉庫を置いている場合は倉庫ドアの取っ手など（注3）
共通	<ul style="list-style-type: none">・ トイレ（流水レバー・ボタン、ドアノブ、鍵、便座、便座のふた、ペーパーホルダー、手洗いの蛇口、照明のスイッチなど）・ 手洗い場の水道蛇口・ 学校出入り口の門扉の接触部分（南京錠など）・ その他利用者が接触した箇所及び学校や教育委員会から指示があった箇所

注1) 利用団体が持ち帰る備品は、適宜利用団体で消毒をお願いします。

注2) 体育館・武道場の床は、学校や教育委員会からの指示が無い限り、消毒を行わないでください。消毒液の種類によっては、床のワックスが白濁する恐れがあります。

注3) グラウンドは、児童生徒が体育の授業等で普段から使用します。児童生徒が接触する可能性がある箇所は消毒してください。

§6 消毒及び手洗いの方法について

(1) 消毒の方法について

- ①消毒は換気のもとで行ってください。
- ②消毒液は、国や国の検査機関で消毒効果が立証されたものを使用してください。

(参考) 消毒の方法等について

(出典) 資料1

	消毒用エタノール	次亜塩素酸ナトリウム 消毒液	一部の界面活性剤※
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) ・ 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける ・ 換気を充分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) ・ 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 ・ 換気を十分に行う ・ 噴霧は絶対にしない ・ 児童生徒等には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照(後掲)

※ 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。
洗剤のリスト：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)

注) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液は、次亜塩素酸水とは異なりますので、ご注意ください。

(参考) 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
 ・換気をしてください。
 ・家事用手袋を着用してください。
 ・他の薬品と混ぜないでください。
 ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
 商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1 L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。</small>
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
 表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

(出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>)

(出典) 資料 1

(参考) 新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase-20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

既に一部の試験機関では効果ありとされたもの

- ▶ 塩化ベンゼトニウム
 - ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- (異なる試験・検閲を経て最終的な評価が行われます)

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤(0.2% アルキルアミノオキシド)、泡敵剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml

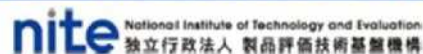
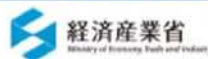


使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。



(出典) 資料1

「住宅・家具用洗剤」が手元には？

台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

（出典）資料1

(2) 手洗いの方法について

手洗いは、30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗ってください。

手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻をかんだとき



給食（昼食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを触ったとき



正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



(出典) 資料 1

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

(出典) 資料1

§7 その他

- (1) 本マニュアルや学校及び教育委員会が設ける利用制限、指示を守れない団体は、学校施設の利用を中止する場合があります。(予告なく現地を確認する場合があります。)
- (2) 本マニュアルは国や福岡県の情報及び感染状況により今後も変更、更新される場合があります。
- (3) 本市や近隣地域の感染状況により、予告なく学校施設の利用を休止する場合があります。
- (4) 本マニュアルの取り扱い期間は、令和2年7月1日から当分の間とします。
- (5) 本マニュアルの問い合わせ先は、中間市教育委員会生涯学習課 (Tel093-246-6224) です。学校ではありませんので、ご注意ください。

中間市立学校施設利用者名簿チェックリスト (ver.1)

利用日：令和 年 月 日 () / 利用時間： 時 分～ 時 分

利用団体名：

当日責任者氏名： / 連絡先 (TEL)： - -

利用施設 (学校) 名： 小学校・ 中学校 (体育館・ 武道場・ グラウンド)

※この名簿チェックリストは各団体で管理し、1か月間の保管をお願いします。

体調などの確認 チェックリスト ※施設利用はすべての項目の該当が必要です	当日の検温で平熱を超える発熱がない (37度以上は活動しない)						
	嗅覚や味覚に異常がない						
	咳や咽頭炎(喉の痛み)、息苦しさ、強いだるさなどの症状はない						
	新型コロナウイルス陽性者とされた者 (疑いも含む) との濃厚接触がない						
	過去2週間以内に感染拡大をしている国や地域への渡航歴はない						
No.	当日利用者氏名	連絡先	上記リスト該当確認	No.	当日利用者氏名	連絡先	上記リスト該当確認
1		- -	<input type="checkbox"/>	14		- -	<input type="checkbox"/>
2		- -	<input type="checkbox"/>	15		- -	<input type="checkbox"/>
3		- -	<input type="checkbox"/>	16		- -	<input type="checkbox"/>
4		- -	<input type="checkbox"/>	17		- -	<input type="checkbox"/>
5		- -	<input type="checkbox"/>	18		- -	<input type="checkbox"/>
6		- -	<input type="checkbox"/>	19		- -	<input type="checkbox"/>
7		- -	<input type="checkbox"/>	20		- -	<input type="checkbox"/>
8		- -	<input type="checkbox"/>	21		- -	<input type="checkbox"/>
9		- -	<input type="checkbox"/>	22		- -	<input type="checkbox"/>
10		- -	<input type="checkbox"/>	23		- -	<input type="checkbox"/>
11		- -	<input type="checkbox"/>	24		- -	<input type="checkbox"/>
12		- -	<input type="checkbox"/>	25		- -	<input type="checkbox"/>
13		- -	<input type="checkbox"/>	26		- -	<input type="checkbox"/>
消毒箇所	体育館・武道場	<input type="checkbox"/> 出入り口・室内ドアの取っ手 <input type="checkbox"/> 学校備品 (バレー、バドミントン等の支柱など) <input type="checkbox"/> 窓及び窓の鍵 <input type="checkbox"/> 機械警備の接触部分					
	グラウンド	<input type="checkbox"/> 学校備品 (サッカーゴールなど) <input type="checkbox"/> グラウンド内の倉庫の取っ手など					
	共通	<input type="checkbox"/> トイレ (流水レバー・ボタン、ドアノブ、鍵、便座、便座のふた、ペーパーホルダー、手洗い場の水道蛇口、照明のスイッチなど) <input type="checkbox"/> 手洗い場の水道蛇口 <input type="checkbox"/> 学校出入り口の門扉 (南京錠など) <input type="checkbox"/> その他接触部分及び学校や教育委員会から指示があった箇所					

注) 用紙が不足する場合は、コピーしてご利用ください。

注) 感染者が発生した場合に保健所等が行う調査に必ずご協力ください。また、学校施設を利用した時点で当該調査に必要な個人情報を保健所等に提供する同意を得たものとして取り扱います。